

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 110 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」の概要**

今回は、平成 28 年 6 月 2 日に企業会計基準委員会から公表された、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下、「本公開草案」とします。）について説明します。

本公開草案は、平成 28 年度に導入が予定されている新たな確定給付企業年金に関する会計処理と開示を明らかにするものです。

【リスク分担型企業年金とは】

リスク分担型企業年金は、運用リスクを労使双方で負担する、確定拠出企業年金と確定給付企業年金の双方の特徴を併せ持つ仕組みです。給付額は実際の積立状況により変動しますが、財政が悪化した場合に想定される積立不足に対して、企業があらかじめリスク対応掛金として追加拠出することで、運用リスクの一部を負担します。

【会計処理】

以下の会計処理を行うことが提案されています。

(1) リスク分担型企業年金を、確定拠出制度と確定給付制度に会計上分類します。企業の拠出義務が規約に定められた掛金額（リスク対応掛金額を含む）に限定され、当該掛金額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類されます。上記以外のリスク分担型企業年金は、確定給付制度に分類されます。

(2) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、各期の掛金額を、各期において費用として処理します。

(3) 確定給付制度から、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行した場合は、退職給付制度の終了に準じて、認識した損益を原則として特別損益に計上します。

【開示】

以下の注記を行うことが提案されています。

- (1) 企業の採用するリスク分担型企業年金の概要
- (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額（費用処理した額）
- (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛

金相当額の拠出に関する残存年数

【適用時期】

公表日以後の適用が提案されています。